

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

1 主な施策の取組状況及び評価

- 平成12年に成立したいわゆる犯罪被害者保護二法によって、①証人尋問の際の付添い（刑事訴訟法第157条の2）、②遮へい（同法157条の3）及びビデオリンク方式（同法157条の4）が導入されたことから、検察当局においては、公判廷で証人となる被害者の精神的苦痛を軽減するため、必要に応じて、これらの制度の利用が認められるよう裁判所に対して適切に意見を述べている。
- 平成19年に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、被害者特定事項の秘匿決定（刑事訴訟法第290条の2）が導入されたことから、検察当局においては、被害者等の意向を踏まえて裁判所に通知するなどしている。
- いずれの制度についても、被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、被害者の意向等を踏まえた適切な運用がなされている。
- 配偶者・パートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性をめぐる各種の人権問題に対して、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じて、人権侵害による被害の救済及び予防を図っている。
- 平成12年7月に専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50の法務局・地方法務局に設置し、平成18年4月からは全国共通のナビダイヤル化するなど、相談体制の一層の強化を図るとともに、相談に応じる者についても、女性の人権問題に詳しい人権擁護委員や相談担当官の配置に努め、相談体制の一層の充実を図っている。
- さらに、平成18年度からは、平日の相談時間を延長するとともに土日も相談に応じる全国一斉「女性の人権ホットライン強化週間」を実施している。

2 今後の方向性、検討課題等

- 今後とも引き続き、被害者等の心情等を踏まえ、被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、これらの制度が適切に運用されるよう努める。
- 制度の周知については、これまで法務省ホームページやポスター、パンフレット等で広報してきたが、周知方法を検討するなど、引き続き効果的な広報活動を実施する。

3 参考データ、関連政策評価等

配偶者から暴力を受けた被害者に限るものではないが、平成20年には、付添いの措置を利用した証人が86人、遮へいの措置を利用した証人が1,007人、ビデオリンクの措置を利用した証人が202人、被害者特定事項の秘匿の決定がなされた被害者等が2,490人いた（裁判所ウェブサイトに掲載）。